

# 第 4 部

環境（公害）調査  
と現況

## 第4部 環境（公害）調査と現況

### 第1章 公害苦情

#### 第1節 苦情件数

令和3年度に本市で受理した公害苦情件数は、40件ありました（大気、水質、騒音、振動、悪臭、その他、なお同一苦情については主なものを1件として数えています）。

種類別にみると、騒音が20件で最も多く、次いで悪臭9件、大気8件、振動3件と続いています。以下に規制対象別の表4-1-1を示します。

表4-1-1 令和3年度公害苦情件数（規制対象別）（件）

		法令根拠				合計
		法律	条例	なし	小計	
大気	焼却（野焼き）	0	2	2	4	8
	自動車	0	1	3	4	
水質		0	0	0	0	0
騒音	産業用機械作動	0	0	3	3	20
	工事・建設作業	0	0	7	7	
	自動車	0	0	2	2	
	その他	0	0	8	8	
振動	工事・建設作業	0	0	1	1	3
	自動車	0	0	2	2	
悪臭	不明	0	0	3	3	9
	その他	0	0	6	6	
合計		0	3	37	40	40

## 第2節 苦情件数の推移

本市の過去10年間における公害苦情の推移を表4-1-2、図4-1-1に示します。  
件数としては、減少傾向となっています。

表4-1-2 過去10年間における公害苦情の推移(平成23年度～令和3年度) (件)

年度 公害区分	24	25	26	27	28	29	30	R1	R2	R3
大 気	27	25	4	14	7	8	4	8	7	8
水 質	6	5	3	9	6	5	1	0	0	0
騒 音	41	41	29	31	27	24	31	28	35	20
振 動	7	6	3	6	3	6	3	2	1	3
悪 臭	23	24	12	22	10	11	13	28	20	9
そ の 他	1	2	2	1	2	3	0	0	2	0
合 計	105	103	53	83	55	57	52	66	65	40

同一苦情については1件として数えた件数

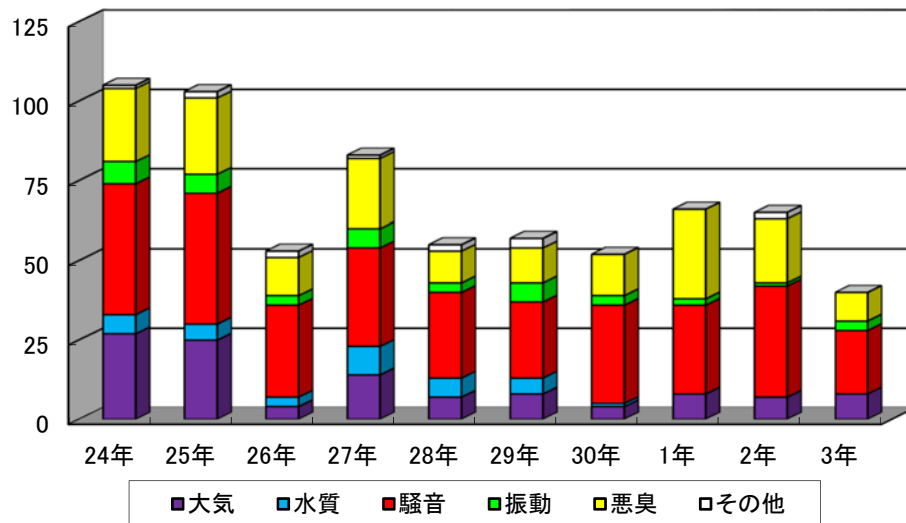


図4-1-1 公害苦情の推移 (平成24年度～令和3年度)

## 第2章 大気汚染

大気汚染の状況を把握するため、市内3カ所に大気常時監視測定局を設置し、埼玉県の常時監視測定局2カ所を含めて、計5カ所で測定を行っています。

### (1) 測定場所と項目

本市では、中町に一般測定局を1箇所設置し、さらに東京外環自動車道と首都高速道路が信号交差する美女木ジャンクション周辺での大気汚染状況を把握するため、自動車排出ガス測定局2箇所を高速道路建設に伴い設置しています。

これら測定局のデータは、通信回線を介して環境課にて常時監視しており、大気環境を把握できるようになっています。

表 4-2-1 各局の測定項目（市実施分）

測定局名	測定場所	測定項目				
砂場局	砂場公園内		NO <sub>2</sub>			SPM
早瀬局	笹目橋交番内		NO <sub>2</sub>		CO	SPM
中町局	中町2丁目	SO <sub>2</sub>	NO <sub>2</sub>	O <sub>x</sub>	CO	SPM

表 4-2-2 各局の測定項目（県実施分）

測定局名	測定場所	測定項目				
戸田局	埼玉県立戸田翔陽高校内		NO <sub>2</sub>	O <sub>x</sub>		SPM
戸田美女木自排局	西部福祉センター内	SO <sub>2</sub>	NO <sub>2</sub>		CO	SPM

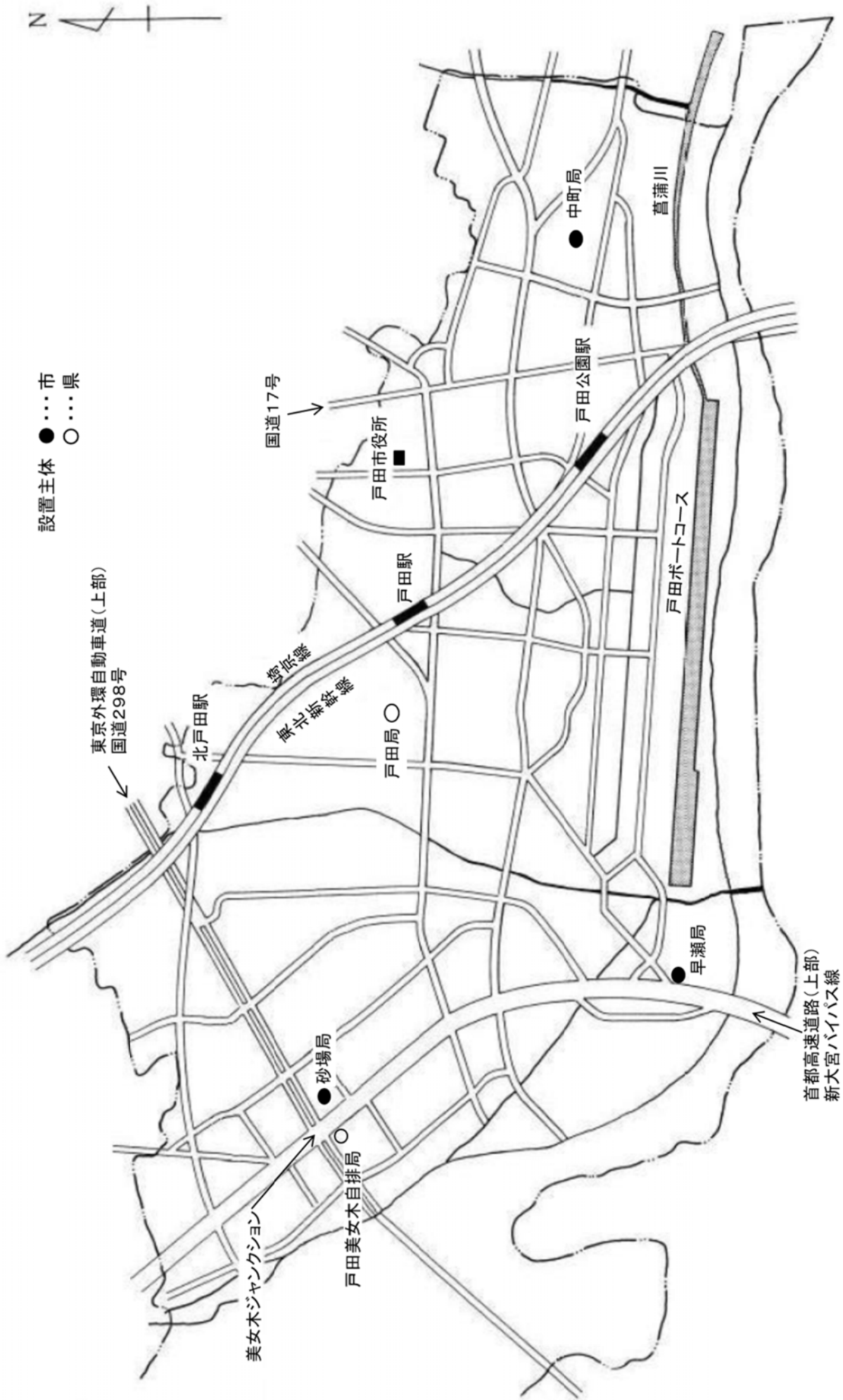


図 4-2-1 常時監視測定局位置図

## (2) 環境基準

環境基準は、環境基本法に基づき「大気汚染に係る環境上の条件について維持されることが望ましい基準」として定められています。

### 【大気汚染に係る環境基準】

表 4-2-3 環境基準一覧

物質	環境上の条件
二酸化硫黄 (SO <sub>2</sub> )	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ 1 時間値が 0.1ppm 以下であること
二酸化窒素 (NO <sub>2</sub> )	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内、又はそれ以下であること
光化学オキシダント (Ox) (注 1)	1 時間値が 0.06ppm 以下であること
一酸化炭素 (CO)	1 時間値の 1 日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、1 時間値の 8 時間平均値が 20ppm 以下であること
浮遊粒子状物質 (SPM) (注 2)	1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ 1 時間値が 0.20mg/m <sup>3</sup> 以下であること

注 1 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレート、その他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く）をいいます。

注 2 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が 10 $\mu$ m 以下のものをいいます。

### 【評価方法】

#### ① 長期的評価（二酸化硫黄、一酸化炭素、浮遊粒子状物質）

二酸化硫黄、一酸化炭素、浮遊粒子状物質は、年間にわたる 1 時間値の 1 日平均値のうち、高い方から 2% の範囲にあるもの（365 日分の測定値がある場合は 7 日分の測定値）を除外した最高値（1 日平均値の年間 2% 除外値）を環境基準と比較して評価を行います。ただし、1 日平均値につき環境基準を超える日が 2 日以上連続した場合は、このような取扱いは行いません。

#### ② 98%値評価（二酸化窒素）

年間にわたる 1 時間値の 1 日平均値のうち、低い方から 98% 目に相当するもの（1 日平均値の年間 98% 値）を環境基準と比較して評価を行います。

※なお、長期的評価及び 98% 値評価は、測定期間が年間を通じて、6,000 時間以上の測定局（有効測定局）を対象として行います。

#### ③ 短期的評価（二酸化硫黄、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、光化学オキシダント）

連続して若しくは随時に測定を行った日、又は時間についての測定結果を環境基準と比較して評価します。

(3) 各物質の測定結果

① 二酸化硫黄 (SO<sub>2</sub>)

二酸化硫黄は、主に石油等の化石燃料中に含まれる硫黄分が燃焼・酸化することにより発生する物質で、粒子状物質と共存することにより、上気道気管支に影響を及ぼし肺腫瘍や慢性気管支炎等の原因物質になることがあります。また、酸化されることにより硫酸ミストや硫酸塩を生じ、雨水と一緒に酸性雨として植物等へ被害を与えます。二酸化硫黄濃度は、低硫黄分の燃料（重油・ガス）の普及により、以前に比べてかなり低くなっています。他の要因として、活火山の噴火により濃度が高くなることもあります。

令和3年度も環境基準を達成しています。

表 4-2-4 令和3年度二酸化硫黄測定結果

測定局	有効測定日数	測定時間	平均値 (ppm)	1時間値が0.1ppmを超えた時間数	1時間値が0.1ppmを超えた時間数の測定時間数に対する割合	日平均値が0.04ppmを超えた日数	日平均値が0.04ppmを超えた日数の有効測定日数に対する割合	1時間値の最高値 (ppm)	日平均値の最高値 (ppm)	日平均値の2%除外値 (ppm)	日平均値が0.04ppmを超えた日数が2日以上連続したことの有無	環境基準の長期的評価による日平均値が0.04ppmを超えた日数
中町局	364	8,637	0.001	0	0.0	0	0.0	0.008	0.002	0.002	○	0

② 二酸化窒素 (NO<sub>2</sub>)

二酸化窒素は、物の燃焼に伴い発生した一酸化窒素が大気中で酸化されて変化したもののほか、高温高压で燃焼するディーゼルエンジンでは、空気中の窒素が酸化され二酸化窒素になります。粘膜、呼吸器に対する障害を起し、炭化水素等との反応に関係し、光化学スモッグ発生の要因物質の一つとされています。主な発生源は、自動車・ボイラー等からの排出ガスであり、首都圏における窒素酸化物排出量の約半分は、ディーゼル車を中心とした自動車からのものと言われています。

令和3年度も環境基準を達成しています。

表 4-2-5 令和3年度二酸化窒素測定結果

測定局	有効測定日数	測定時間	平均値 (ppm)	1時間値の最高値 (ppm)	1時間値が0.2ppmを超えた時間数	1時間値が0.2ppmを超えた時間数の測定時間数に対する割合	1時間値が0.1ppm以上0.2ppm以下の時間数	1時間値が0.1ppm以上0.2ppm以下の時間数に対する割合	日平均値が0.06ppmを超えた日数	日平均値が0.06ppmを超えた日数の有効測定日数に対する割合	日平均値が0.04ppm以上0.06ppm以下の日数	日平均値が0.04ppm以上0.06ppm以下の日数の有効測定日数に対する割合	日平均値の年間98%値 (ppm)	98%値評価による日平均値が0.06ppmを超えた日数
中町局	364	8643	0.012	0.078	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	0.3	0.031	0
早瀬局	364	8644	0.022	0.077	0	0.0	0	0.0	0	0.0	8	2.2	0.040	0
砂場局	364	8644	0.019	0.076	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	0.3	0.035	0

③ 光化学オキシダント (Ox)

光化学オキシダントは、大気中の窒素酸化物と炭化水素が紫外線を受け光化学反応し、生成される酸化性物質です。

この物質の濃度が高くなると、目・上気道等の粘膜刺激症状が起こり、また、肺機能や運動機能の低下等を起こすことも知られています。

令和3年度も環境基準を超過しています。

過去、県内の測定局で環境基準を達成した局はありません。

表 4-2-6 令和3年度光化学オキシダント測定結果

測定局	昼間測定日数	昼間測定時間	昼間の1時間値の平均値 (ppm)	昼間の1時間値が0.06ppmを超えた日数	昼間の1時間値が0.06ppmを超えた時間数	昼間の1時間値が0.12ppm以上の日数	昼間の1時間値が0.12ppm以上の時間数	昼間の1時間値の最高値 (ppm)	昼間の日最高1時間値の平均値 (ppm)	日最高8時間値の年間99パーセント値 (ppm)	年間値が有効 (○:有効, ×:無効(参考値))	8時間値有効測定日数	日最高8時間値の年間99パーセント値の3年移動平均値 (ppm)
中町局	365	5428	0.035	83	340	2	5	0.142	0.050	0.084	○	363	0.086

④ 一酸化炭素 (CO)

不完全燃焼により発生する無色、無臭の気体です。生体に有毒で、血液中のヘモグロビンとの結合力が酸素の約210倍であるため、酸素の供給を阻害し、ひどい時には窒息にいたります。主に自動車排出ガスに含まれます。

令和3年度も環境基準を達成しています。

表 4-2-7 令和3年度一酸化炭素測定結果

測定局	有効測定日数	測定時間	平均値 (ppm)	8時間値が20ppmを超えた回数	8時間値が20ppmを超えた回数に対する割合	日平均値が10ppmを超えた日数	日平均値が10ppmを超えた日数に対する割合	1時間値が30ppm以上になった回数	1時間値が30ppm以上になった回数に対する割合	1時間値の最高値 (ppm)	日平均値の最高値 (ppm)	日平均値の2%除外値 (ppm)	日平均値が10ppmを超えた日数が2日以上連続したことの有無	環境基準の長期的評価による日平均値が10ppmを超えた日数
中町局	365	8657	0.3	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1.7	0.7	0.5	○	0
早瀬局	365	8654	0.2	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1.3	0.6	0.4	○	0



⑤ 浮遊粒子状物質 (SPM)

大気中に浮遊している粒子状の物質（粉じん、ばいじん）であって、その粒径が  $10\mu\text{m}$  以下の物質をいいます。発生は、風による土砂の舞い上がり、石油・石炭の燃焼、物の破壊等、大気中で二次的に反応して生成するものなどがあります。呼吸により体内に入り、粒径の小さい物は肺胞に留まり、溶解性のものであれば血液中に溶け込みます。また、不溶解性のものは、そのまま肺組織に留まり生体に悪影響を及ぼし、じん肺等の症状を呈します。なお、浮遊粒子状物質中には、硫酸ミストや重金属類が混入しているため、他の症状があらわれる場合もあります。

令和2年度も環境基準を達成しています。

表 4-2-8 令和3年度浮遊粒子状物質測定結果

測定局	有効測定日数	測定時間	平均値 ( $\text{mg}/\text{m}^3$ )	1時間値が $0.20\text{mg}/\text{m}^3$ を超えた時間数	1時間値が $0.20\text{mg}/\text{m}^3$ を超えた時間数の測定時間数に対する割合	日平均値が $0.10\text{mg}/\text{m}^3$ を超えた日数	日平均値が $0.10\text{mg}/\text{m}^3$ を超えた日数の有効測定日数に対する割合	1時間値の最高値 ( $\text{mg}/\text{m}^3$ )	日平均値の最高値 ( $\text{mg}/\text{m}^3$ )	日平均値の2%除外値 ( $\text{mg}/\text{m}^3$ )	日平均値が $0.10\text{mg}/\text{m}^3$ を超えた日が2日以上連続したことの有無	環境基準の長期的評価による日平均値が $0.10\text{mg}/\text{m}^3$ を超えた日数
中町局	359	8625	0.012	0	0.0	0	0.0	0.095	0.048	0.030	○	0
早瀬局	359	8632	0.014	0	0.0	0	0.0	0.091	0.047	0.030	○	0
砂場局	359	8628	0.013	0	0.0	0	0.0	0.084	0.046	0.032	○	0

## 用語の解説（大気編）

**光化学スモッグ**：大気中の汚染物質である窒素酸化物や炭化水素類などが、太陽の紫外線によって複雑な光化学反応を起こして作られるオキシダントのスモッグをいいます。夏季の陽ざしが強く風が弱い日に特に発生しやすくなっています。人体に対する影響として、目がチカチカする、喉が痛いなどの被害を生じさせます。また、植物の葉の組織を破壊することもあります。

**窒素酸化物（NO<sub>x</sub>）**：一酸化窒素、二酸化窒素等の総称で、大気汚染を対象とした場合は一酸化窒素、二酸化窒素の混合物を指します。発生源は、自動車を主とする移動発生源と発電所や工場などの固定発生源に分けられます。大気汚染防止法では、①有害物質 ②指定ばい煙 ③自動車排出ガスに指定され、排出基準や排出許容限度が定められています。また、光化学スモッグの原因物質にもなっています。

**粉じん**：大気汚染防止法では物の破壊、選別その他の機械的処理、たい積に伴い発生し、又は飛散する物質と定義しており、これを発生させる一定規模以上の施設に対し規制を行っています。粉じんのうち、石綿その他の人の健康に係る被害を生ずるおそれがある物質で政令で定めるものを特定粉じんといい、特定粉じん以外の粉じんを一般粉じんといいます。

**ばい煙**：大気汚染防止法では次のとおり定義しており、これらを発生させる一定規模以上の施設に対し規制を行っています。①燃料その他の物の燃焼に伴い、発生する硫黄酸化物 ②燃料その他の物の燃焼又は熱源としての電気の使用に伴い発生するばいじん ③物の燃焼、合成、分解その他の処理（機械的処理を除く。）に伴い発生する物質のうち、人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれのある物質で政令で定めるもの（有害物質という）をいいます。

## 第3章 水質汚濁

市内には、川口市・蕨市との境に緑川、中央部に笹目川、南側に菖蒲川、上戸田川、さくら川があり、全て荒川下流域に流入しています。

水質調査は、5本の河川と農業用排水路を対象に行っています。

令和3年度は、表4-3-1のとおり、河川・水路8カ所（No.1~3、5、7~10）で年4回、水路2カ所（No.4、6）で年2回、閉鎖性水域3カ所（No.11~13）で年1回の水質調査を実施しました。

調査結果の概要について、表4-3-4から表4-3-16に示します。

### 1. 河川・水路等調査地点

表 4-3-1 河川・水路等調査地点

区 分	No.	河川・水路名	測定地点（備考）
季節毎調査	1	笹目川	池ノ尻橋（平成23、24年度は小堤橋で調査）
	2	笹目川	富士見橋
	3	さくら川	神明橋（平成23、24年度は野竹橋で調査）
半年毎調査	4	菖蒲川水系 SY-28 水路	氷川橋（平成6年度新設）
季節毎調査	5	菖蒲川水系 SY-10 水路	県工業用水道中継ポンプ場南側
半年毎調査	6	菖蒲川水系 SY-5 水路	新曽柳原住宅東側（平成6年度新設）
季節毎調査	7	上戸田川	富士見球場脇（平成6年度、クラリオン物流センターより変更）
	8	上戸田川	浅間橋（昭和62年度、羽黒橋より変更）
	9	菖蒲川	菖蒲橋（平成5、6年度は川岸橋で調査）
	10	緑川	鬼澤橋（平成23、24年度は立野際橋で調査）
夏季調査	11	道満河岸釣場	栈橋中央部付近
	12	荒川第一調節池	管理橋
	13	戸田漕艇場	中央大学戸田艇庫前南岸

※区分については、季節毎（4月、7月、10月、1月）に調査を実施した地点を「季節毎調査」、年2回調査を実施した地点を「半年毎調査」、年1回調査を実施した地点を「夏季調査」としていません。

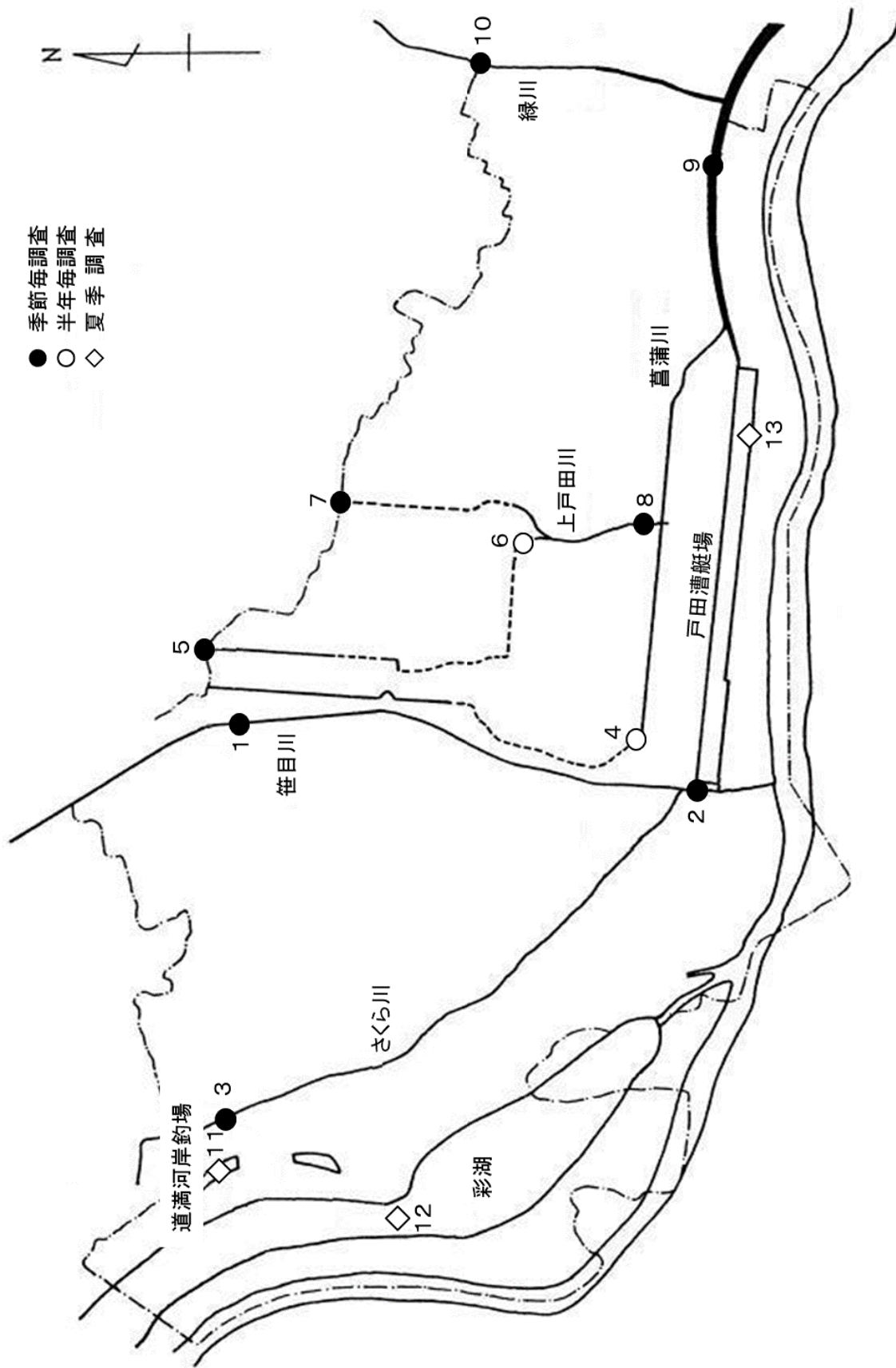


図 4-3-1 測定地点

## 2. 環境基準

表 4-3-2 人の健康の保護に関する環境基準（健康項目）

項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.003 mg/L 以下	1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg /L 以下
全シアン	検出されないこと	トリクロロエチレン	0.01 mg /L 以下
鉛	0.01 mg /L 以下	テトラクロロエチレン	0.01 mg /L 以下
六価クロム	0.05 mg /L 以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg /L 以下
砒素	0.01 mg /L 以下	チウラム	0.006 mg /L 以下
総水銀	0.0005 mg /L 以下	シマジン	0.003 mg /L 以下
アルキル水銀	検出されないこと	チオベンカルブ	0.02 mg /L 以下
PCB	検出されないこと	ベンゼン	0.01 mg /L 以下
ジクロロメタン	0.02 mg /L 以下	セレン	0.01 mg /L 以下
四塩化炭素	0.002 mg /L 以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg /L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg /L 以下	ふっ素	0.8 mg /L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg /L 以下	ほう素	1 mg /L 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg /L 以下	1,4-ジオキサン	0.05 mg /L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg /L 以下		

表 4-3-3 生活環境の保全に関する環境基準（生活環境項目）

項目 類型	基準値（河川）			
	水素イオン濃度:pH	生物化学的酸素要求量:BOD	浮遊物質質量:SS	溶存酸素量:DO
C	6.5 以上 8.5 以下	5 mg /L 以下	50 mg /L 以下	5 mg /L 以上

項目 類型	基準値（湖沼）			
	水素イオン濃度:pH	化学的酸素要求量:COD	浮遊物質質量:SS	溶存酸素量:DO
A	6.5 以上 8.5 以下	3mg /L 以下	5 mg /L 以下	7.5 mg /L 以上
B	6.5 以上 8.5 以下	5 mg /L 以下	15 mg /L 以下	5 mg /L 以上

### 3. 水質調査結果

#### (1) 笹目川（池ノ尻橋）

本地点は、戸田市内における笹目川の上流に位置します。水源地はさいたま市の白幡沼です。また、東京湾の潮位の影響を受ける感潮河川となっています。平成24年度までは戸田市内中央付近の小堤橋において調査を実施していましたが、平成25年度から上流の本地点へ調査地点を移動しました。

近年、笹目川の改修工事により、川辺にコサギ、カモなどの水鳥が増え、大きなコイの姿も見られます。また、笹目川の河川浄化のため、さいたま市内谷橋付近で荒川から毎秒0.3トンの導水が行われています。

本地点の水質は、平成8年度以降改善が進み、調査地点の中では比較的良好な状況です。

表 4-3-4 笹目川（池ノ尻橋）経年変化

項目 年度	pH	BOD 75%値 (mg/L)	SS (mg/L)	DO (mg/L)
24	-	4.0	23.0	5.1
25	-	3.0	13.5	6.3
26	-	3.1	19.0	8.1
27	-	2.8	18.0	8.3
28	-	4.2	11.0	7.2
29	-	3.4	14.0	8.7
30	-	3.3	13.0	8.0
R1	-	3.9	12.5	7.1
R2	-	1.9	7.0	7.0
R3	7.5	3.0	6.5	7.2
基準値※	6.5~8.5	5 以下	50 以下	5 以上

※ 本地点に環境基準の適用はないため、基準値は河川C類型を準用しています。

(2) 笹目川（富士見橋）

本地点は、笹目川の最下流域であり、約 50m 上流でさくら川が流入し、約 450m 下流で荒川と合流します。感潮河川であるため、東京湾の満潮時には荒川の水が逆流してきます。

本地点の水質は、調査地点の中では比較的良好な状況です。

表 4-3-5 笹目川（富士見橋）経年変化

項目 年度	p H	BOD 75%値 (mg/L)	SS (mg/L)	DO (mg/L)
24	-	4.7	15.3	5.3
25	-	3.1	18.8	6.3
26	-	1.8	8.0	8.4
27	-	2.2	10.0	6.2
28	-	3.2	9.0	7.4
29	-	2.8	11.0	7.8
30	-	4.0	9.0	6.8
R1	-	2.9	14.8	6.2
R2	-	1.9	9.0	5.7
R3	7.2	3.2	10.0	8.0
基準値※	6.5~8.5	5 以下	50 以下	5 以上

※ 本地点に環境基準の適用はないため、基準値は河川C類型を準用しています。

### (3) さくら川（神明橋）

さくら川は、排水路として堀削されたもので、さいたま市と戸田市の一部を流域とする河川です。平成24年度は下流の野竹橋において調査を実施しましたが、平成25年度から上流の本地点へ調査地点を移動しました。

この川の戸田市内の流域は、すでに公共下水道が普及しており、上流域の公共下水道整備の進捗により、水質の改善が見られています。

反面、公共下水道整備により、流量が大幅に減ってしまったことから、荒川水循環センターの2次処理水をさらに礫間接触酸化法により高度処理した水が、毎秒0.025トン放流されています。

本地点の水質は、平成8年度頃から改善されつつあり、調査地点の中では比較的良好な状況です。

表 4-3-6 さくら川（神明橋）経年変化

項目 年度	pH	BOD 75%値 (mg/L)	SS (mg/L)	DO (mg/L)
24	-	4.1	8.5	5.1
25	-	3.2	9.8	6.9
26	-	4.8	18.0	9.9
27	-	2.3	14.0	7.8
28	-	3.3	12.0	7.7
29	-	3.0	11.0	9.8
30	-	2.8	17.0	9.9
R1	-	3.5	5.0	8.6
R2	-	1.9	6.0	8.0
R3	7.7	2.0	6.2	12.1
基準値※	6.5~8.5	5以下	50以下	5以上

※ 本地点に環境基準の適用はないため、基準値は河川C類型を準用しています。



(4) 菖蒲川水系 SY-28 水路 (氷川橋)

新曾の灌漑用水路の最下流域の地点であり、調査地点より上流部は暗渠となっています。

平成18年度から菖蒲川の河川浄化のため、荒川から毎秒1トンの導水が行われています(堤向橋付近から導水)。放流時以外は流量が少なく、また、水路の末端であるため下水道未整備地域からの生活雑排水の流入量が多く水質の変動が激しくなっています。

本地点の水質は、平成18年度以降、荒川からの導水の効果により水質の改善がみられましたが、近年はほぼ横ばいの傾向となっています。

表 4-3-7 菖蒲川水系 SY-28 水路 (氷川橋) 経年変化

項目 年度	pH	BOD 75%値 (mg/L)	SS (mg/L)	DO (mg/L)
24	-	12.0	8.5	3.1
25	-	13.0	10.0	5.2
26	-	3.1	10.0	6.5
27	-	17.0	10.0	3.0
28	-	6.4	7.0	6.6
29	-	21.0	13.0	7.9
30	-	7.3	13.0	5.9
R1	-	4.9	78	7.8
R2	-	13.0	38	6.4
R3	7.5	7.3	7.5	11.0
基準値※	6.5~8.5	5 以下	50 以下	5 以上

※ 本地点に環境基準の適用はないため、基準値は河川C類型を準用しています。

(5) 菖蒲川水系 SY-10 水路（県工業用水道中継ポンプ場南側）

見沼代用水路から灌漑用水が流入する水路ですが、下流域の宅地化が進んでいるため用水の需要が少なく、排水路的役割となっています。このため、流量が少なく流速が低いので、渇水時にはほぼ停滞状態になっています。調査地点は本市、さいたま市及び蕨市の行政界に位置し、さいたま市と蕨市の生活排水などが流入しています。

本地点の水質は、平成14年度頃から改善傾向がみられます。小規模な排水路のため、排水等による人為的汚染の影響を受けやすくなっています。また、流量が少ないため、降雨など天候による影響も大きく、水質の変化にばらつきが見られます。

表 4-3-8 菖蒲川水系 SY-10 水路（県工業用水道中継ポンプ場南側）経年変化

項目 年度	pH	BOD 75%値 (mg/L)	SS (mg/L)	DO (mg/L)
24	-	5.8	5.0	5.8
25	-	21.0	8.8	5.1
26	-	3.6	10.0	6.8
27	-	18.0	8.0	3.2
28	-	16.0	6.0	5.0
29	-	14.0	8.0	5.5
30	-	14.0	10.0	3.5
R1	-	12.0	11.0	3.5
R2	-	10.0	9.0	3.3
R3	7.9	13.0	3.7	2.5
基準値※	6.5~8.5	5 以下	50 以下	5 以上

※ 本地点に環境基準の適用はないため、基準値は河川C類型を準用しています。

(6) 菖蒲川水系 SY-5 水路（新曽柳原住宅東側）

本地点は（5）の下流となる調査地点です。新曽の灌漑用水路の最下流域にあり、本地点から下流約 50m の新田橋付近で上戸田川に合流します。

平成 18 年度から上戸田川の河川浄化のため、荒川から毎秒 0.1 トンの導水が行われています。東京湾の潮位の影響を受ける感潮水域です。

本地点の水質は、ばらつきが大きく、水質の状況は横ばいです。

表 4-3-9 菖蒲川水系 SY-5 水路（新曽柳原住宅東側）経年変化

項目 年度	p H	BOD 75%値 (mg/L)	SS (mg/L)	DO (mg/L)
24	-	11.0	9.0	1.8
25	-	9.0	11.0	4.1
26	-	2.8	12.0	6.3
27	-	8.5	9.0	3.1
28	-	11.0	9.0	5.2
29	-	7.5	9.0	3.6
30	-	6.5	9.0	4.4
R1	-	8.9	8.0	4.1
R2	-	15.0	13.0	4.3
R3	7.3	10.0	5.5	5.1
基準値※	6.5~8.5	5 以下	50 以下	5 以上

※ 本地点に環境基準の適用はないため、基準値は河川 C 類型を準用しています。

(7) 上戸田川（富士見球場脇）

上戸田川の源流部であり、上流部の蕨市内ではそのほとんどが暗渠です。源流部とは言え、外観は排水路と同様です。

本地点の水質は、経年変化としてほとんどの項目について改善の傾向が見られます。BODについては小規模な排水路のため、排水等による人為的汚染の影響を受けやすく、経年的な改善傾向は見られるものの、年間を通して基準を超えた結果となっています。

表 4-3-10 上戸田川（富士見球場脇）経年変化

項目 年度	p H	BOD 75%値 (mg/L)	SS (mg/L)	DO (mg/L)
24	-	7.2	8.5	3.5
25	-	6.8	5.8	3.4
26	-	13.0	44.0	6.1
27	-	5.4	7.0	4.2
28	-	12.0	17.0	5.7
29	-	6.8	7.0	6.1
30	-	7.3	3.8	6.7
R1	-	6.3	2.3	6.1
R2	-	7.4	6.0	5.6
R3	8.0	12.0	14.5	5.5
基準値※	6.5~8.5	5 以下	50 以下	5 以上

※ 本地点に環境基準の適用はないため、基準値は河川C類型を準用しています。

(8) 上戸田川（浅間橋）

本地点は、(5)、(6)、(7)の下流となる調査地点です。上戸田川の最下流域にあたり、ここから約100m下流の下前谷橋付近で(4)のSY-28水路と合流し、名称が菖蒲川に変わります。ここより約800m上流の天神橋付近に上戸田川浄化施設があり、浄化水が放流されています。また、ここは東京湾の潮位の影響を受ける感潮河川であり、満潮時は逆流します。

本地点の水質は、経年変化として改善の傾向が見られます。BODについては未だ基準を超えた結果となっています。

表 4-3-11 上戸田川（浅間橋）経年変化

項目 年度	pH	BOD 75%値 (mg/L)	SS (mg/L)	DO (mg/L)
24	-	9.2	10.5	4.7
25	-	9.0	12.8	5.3
26	-	12.0	22.0	6.6
27	-	5.4	9.0	5.0
28	-	9.1	7.0	5.6
29	-	8.7	9.0	6.9
30	-	8.0	7.0	7.0
R1	-	10.0	9.5	6.6
R2	-	5.8	10.0	5.2
R3	7.4	7.8	9.5	5.8
基準値※	6.5~8.5	5以下	50以下	5以上

※ 本地点に環境基準の適用はないため、基準値は河川C類型を準用しています。

(9) 菖蒲川 (菖蒲橋)

本地点は、菖蒲川の市内最下流部に位置し、約 1km 下流で荒川に合流します。また、菖蒲橋より約 400m 下流の緑橋 (川口市) 付近で緑川が流入しています。調査地点付近では、川幅が広がり流速が落ちること、感潮河川であるため荒川の水が逆流して水が停水状態になるなどの影響で、スカムが河床に堆積しヘドロ化しやすくなっています。

本地点の水質は、平成 7 年度に底泥の浚渫により改善されて以降、大きな変化は見られません。

表 4-3-12 菖蒲川 (菖蒲橋) 経年変化

項目 年度	p H	BOD 75%値 (mg/L)	SS (mg/L)	DO (mg/L)
24	-	7.2	10.3	5.8
25	-	5.3	15.3	5.5
26	-	3.7	11.0	7.7
27	-	3.3	11.0	5.0
28	-	6.5	8.0	7.4
29	-	3.8	9.0	7.5
30	-	10.0	12.0	8.2
R1	-	4.9	15.0	8.2
R2	-	2.6	5.0	5.7
R3	7.4	6.1	9.7	7.7
基準値※	6.5~8.5	5 以下	50 以下	5 以上

※ 本地点に環境基準の適用はないため、基準値は河川 C 類型を準用しています。

(10) 緑川（鬼澤橋）

緑川は、蕨市と川口市の一部を流域とする河川であり、調査地点は緑川の市内最上流部に位置します。東京湾の潮位の影響を受ける感潮河川であり、満潮時には蕨市境まで逆流します。平成23、24年度のみ下流の立野際橋において調査を実施しましたが、平成25年度より上流の本地点へ調査地点を移動しました。

本地点の水質は、昭和57年度から昭和63年度にかけて施工された河床のヘドロ固化工事により改善されました。平成6年度から平成7年度にかけて一時水質が悪化したものの、平成8年度以降は改善の傾向が続いており、調査地点の中では比較的良好な状況です。

表 4-3-13 緑川（鬼澤橋）経年変化

項目 年度	pH	BOD 75%値 (mg/L)	SS (mg/L)	DO (mg/L)
24	-	4.9	6.0	4.5
25	-	2.9	5.8	5.7
26	-	2.6	5.0	7.8
27	-	3.1	8.0	8.6
28	-	3.9	5.0	7.2
29	-	5.5	15.0	8.0
30	-	3.6	7.3	12.0
R1	-	5.5	5.5	9.7
R2	-	1.1	5.0	9.7
R3	8.1	3.1	5.0	10.9
基準値※	6.5~8.5	5 以下	50 以下	5 以上

※ 本地点に環境基準の適用はないため、基準値は河川C類型を準用しています。

(11) 道満河岸釣場（棧橋中央部付近）

道満河岸は、旧荒川が蛇行していた名残の三日月湖であり、現在は公益財団法人戸田市水と緑の公社の釣場として利用されています。閉鎖性水域であり、河川の流入がなく、水の流出もほとんどないため、釣り餌等の投入による富栄養化の影響として、浮遊物質が慢性的に高く、透視度はかなり低くなっています。また、夏場にはアオコが毎年発生しています。

表 4-3-14 道満河岸釣場（棧橋中央部付近）経年変化

項目 年度	pH	COD (mg/L)	SS (mg/L)	DO (mg/L)
24	-	8.8	25.5	12.7
25	-	11.7	22.8	16.0
26	-	9.7	19.0	12.4
27	-	11.8	32.0	13.0
28	-	11.0	29.0	12.6
29	-	15.0	35.0	10.6
30	-	24.0	52.0	17.0
R1	-	16.0	42.0	11.0
R2	-	7.2	23.0	7.0
R3	9.4	15.0	40.0	15.9
基準値※	6.5~8.5	5 以下	15 以下	5 以上

※ 本地点に環境基準の適用はないため、基準値は湖沼B類型を準用しています。



(12) 荒川第一調節池（彩湖）

彩湖は、荒川の治水対策と首都圏の水需要に設けられた貯水機能を持つ洪水調節池であり、さいたま市の秋ヶ瀬取水堰（環境基準類型 A）から取水し、季節や気候の変動に応じて貯水量を調節しています。

本地点の水質は、調査地点の中で最も良好な状況であります。閉鎖性水域により、小河川の流入がなく、荒川からの流入がほとんどであるためと考えられます。

表 4-3-15 荒川第一調節池（彩湖）経年変化

項目 年度	pH	COD (mg/L)	SS (mg/L)	DO (mg/L)
24	-	5.9	8.0	11.9
25	-	6.1	6.8	11.3
26	-	4.4	3.0	10.4
27	-	4.1	2.0	11.0
28	-	14.0	22.0	13.0
29	-	9.7	10.0	10.7
30	-	3.8	2.0	9.8
R1	-	3.9	3.0	9.8
R2	-	5.5	4.0	10.4
R3	9.7	4.1	3.0	9.9
基準値	6.5~8.5	3 以下	5 以下	7.5 以上

(13) 戸田漕艇場（中央大学戸田艇庫前南岸）

ここは、戸田市立の艇庫をはじめ、企業・大学の艇庫がある、全長約 2.4km におよぶ漕艇場であり、かつては東京オリンピックにも用いられ、現在も国体やインターハイなどに利用されています。

水の流入がない閉鎖性水域ですが、開設以来浚渫が実施されていないため、堆積物はかなりあるものと思われます。

本地点の水質は、比較的良好な状況でしたが、令和 2 年度はアオコの発生などにより水質が悪化しています。

表 4-3-16 戸田漕艇場（中央大学戸田艇庫前南岸）経年変化

項目 年度	pH	COD (mg/L)	SS (mg/L)	DO (mg/L)
24	-	7.0	13.5	10.0
25	-	7.9	11.3	9.1
26	-	4.8	8.0	10.1
27	-	4.4	5.0	8.8
28	-	4.2	3.0	9.0
29	-	4.9	<1	8.4
30	-	5.5	6.0	12.0
R1	-	5.6	2.0	13.7
R2	-	18.0	22.0	13.2
R3	9.6	10.0	21.0	10.5
基準値※	6.5~8.5	5 以下	15 以下	5 以上

※ 本地点に環境基準の適用はないため、基準値は湖沼 B 類型を準用しています。

## 用語の解説（水質編）

**環境基準**：環境基本法による公共用水域の水質汚濁に係る環境上の条件として、人の健康を保護し及び生活環境を保全するうえで維持することが望ましい基準です。

**健康項目**：人の健康の保護に関する環境基準です。水質汚濁物質の中で、人の健康に有害なものとして定められた物質（表 4-3-2 中の物質）ごとに、公共用水域中の許容範囲が定められています。また、工場排水に含まれる有害物質の量は、物質の種類ごとに排水基準として排出許容限度が定められています。

**生活環境項目**：生活環境の保全に関する環境基準です。水質汚濁物質の中で、主に有機物に起因する汚濁に関し、生活環境に悪影響を及ぼすおそれのあるものが対象とされています（表 4-3-3 の項目）。

**pH（水素イオン濃度）**：pH（ペーハー）とは、水溶液中の水素イオン濃度を対数で表したもので、水溶液の酸性、アルカリ性を示す指標です。中性は pH 7 であり、酸性になると 7 よりも小さく、アルカリ性では 7 よりも大きくなります。例えば、牛乳は弱い酸性で pH 6 程度、石けん液は弱いアルカリ性で pH 8 から 9 程度です。

**BOD（生物学的酸素要求量）**：河川水や事業場排水の汚濁を表す上で、一般的に使われる指標です。水の汚濁源となる水中有機物質量を示しており、対象水中の好気性微生物が有機物を分解する過程（5 日間）で消費する酸素の量で表され、数値が大きいほど汚濁が著しくなります。

**COD（化学的酸素要求量）**：通常 BOD と同時に測定される、汚濁物質の指標です。水中の有機物に酸化剤を作用させて、消費された酸素量で表します。湖沼や海域などの水質は、BOD の代わりに COD で規制されます。

**SS（浮遊物質）**：粒径 2mm 以下の水に溶けない懸濁物質の総称で、一般的に数値が大きいほど透明度が低下します。

**DO（溶存酸素量）**：水中に溶解している酸素の量です。魚の生息には少なくとも 5 mg/L の溶存酸素が必要といわれ、環境保全上は、臭気発生限界の点から 2 mg/L 以上が必要とされています。

## 第4章 騒音・振動

本市では自動車騒音・道路交通振動の実態を把握するため、以下の測定を行っています。

### 1. 短期測定（点的評価）

市内の主要幹線道路である10の道路12地点（国道4、県道4、市道4）を対象に、連続7日間のうち昼夜3日間の連続測定を実施しています。

### 1. 短期測定

#### （1）自動車騒音

各測定地点における時間区分ごとの等価騒音レベルを算出し、要請限度及び環境基準と比較したものを表4-4-1に示します。また騒音測定結果を表4-4-2に示します。

また、測定地点を図4-4-1に示します。

表 4-4-1 要請限度・環境基準の超過状況

道路種別	測定地点数	要請限度を 超えた地点数	期間区分別内訳		環境基準を 超えた地点数	期間区分別内訳	
			昼間	夜間		昼間	夜間
			6～22時	22～6時		6～22時	22～6時
国 道	4	0	0	0	2	2	2
県 道	4	0	0	0	1	0	1
市 道	4	0	0	0	3	3	3
合 計	12	0	0	0	6	5	6

(2) 道路交通振動

測定結果の平均振動レベルは、すべての測定地点で要請限度を下回っています。

表 4-4-2 令和3年度 自動車騒音・道路交通振動測定結果

No.	道路名	測定場所	用途地域	騒音 (dB)				振動 (dB)				交通量 (台/時)			
				測定結果 (Leq)		環境基準 (適○、否×)		測定結果 (L10)		要請限度 (適○、否×)		昼間	夜間		
				昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間				
1	国道 17 号	消防署東部分署 下前 1-14-20	商業地域	65	62	70	65	65	62	75	70	47	45	984	435
2	新大宮バイパス (上り)	旧美笹交番跡地 美女木 4-22-11	準工業地域	71	69	70	65	71	69	75	70	52	50	1644	612
3	新大宮バイパス (下り)	西部福祉センター 美女木 5-2-16	準工業地域	72	70	70	65	72	70	75	70	48	48	1587	717
4	国道 298 号	埼玉県立南稜高校 美女木 4-23-4	準工業地域	64	61	70	65	64	61	75	70	40	37	2670	831
5	県道練馬一川口線 (外回り)	喜沢南会館 喜沢南 1-7-6	第1種 住居地域	68	65	70	65	68	65	75	70	46	41	540	171
6	県道練馬一川口線 (外回り)	大前交差点付近 本町 2-16-11	第1種 住居地域	65	61	70	65	65	61	75	70	42	34	675	210
7	県道朝霞一蔵線	㈱ムーンビング戸田総合物流センター 美女木東 2-5-1	工業地域	70	68	70	65	70	68	75	70	52	50	525	171
8	県道新倉一蔵線	上戸田 3 丁目交差点付近 上戸田 5-7	第2種中高層 住居専用地域	65	57	70	65	65	57	75	70	40	30	366	48
9	市道第 3012 号線	消防団第 2 分団 新曽南 2-12-28	第1種 住居地域	69	64	65	60	69	64	75	70	45	38	702	213
10	市道第 3027 号線	東部福祉センター 下前 1-2-20	第1種 住居地域	65	60	65	60	65	60	75	70	40	33	402	108
11	市道第 3074 号線	富士フイルム和光純薬工業(株) 新曽南 3-17-35	工業地域	68	65	65	60	68	65	75	70	48	43	618	120
12	市道第 4001 号線	消防団第 6 分団 笹目 3-8-6	第2種 住居地域	67	64	65	60	67	64	75	70	44	40	993	279

※騒音の時間区分・・・昼間(6~22時)、夜間(22~6時)、振動の時間区分(要請限度)・・・昼間(8~19時)、夜間(19~8時)  
交通量は、昼間2時間、夜間2時間分

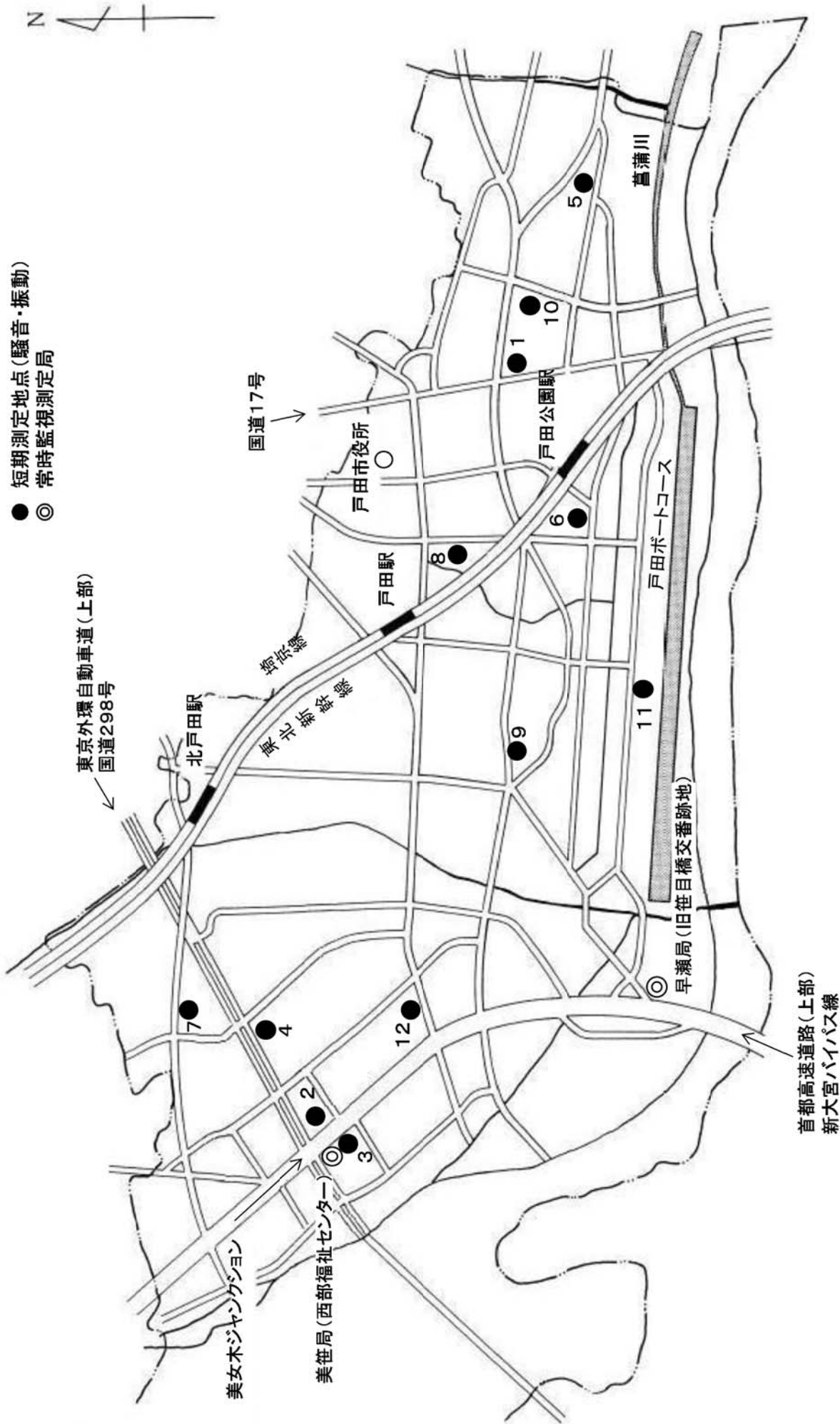


図 4-4-1 令和3年度 自動車騒音・道路交通振動測定地点

## 2. 常時監視測定

各測定局における「昼間」及び「夜間」の測定騒音レベルの月平均値と、それらの要請限度、環境基準との比較を表 4-4-3 及び表 4-4-4 に示します。

表 4-4-3 令和3年度 早瀬局（旧笹目橋交番跡地）騒音測定結果

月	月平均値（デシベル）		環境基準との比較		要請限度との比較	
	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間
	6～22時	22～6時	70	65	75	70
4	70.9	68.3	×	×	○	○
5	70.8	68.0	×	×	○	○
6	70.7	68.0	×	×	○	○
7	-	-	-	-	-	-
8	70.9	68.1	×	×	○	○
9	71.3	68.5	×	×	○	○
10	71.5	68.6	×	×	○	○
11	71.2	68.7	×	×	○	○
12	71.5	68.5	×	×	○	○
1	70.5	67.5	×	×	○	○
2	70.7	67.8	×	×	○	○
3	71.0	68.4	×	×	○	○

表 4-4-4 令和3年度 美笹局（西部福祉センター内）騒音測定結果

月	月平均値（デシベル）		環境基準との比較		要請限度との比較	
	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間
	6～22時	22～6時	70	65	75	70
4	70.8	68.7	×	×	○	○
5	70.9	68.6	×	×	○	○
6	70.9	68.8	×	×	○	○
7	71.1	-	×	-	○	-
8	71.1	69.0	×	×	○	○
9	71.3	69.4	×	×	○	○
10	71.2	69.0	×	×	○	○
11	71.1	69.2	×	×	○	○
12	71.1	69.1	×	×	○	○
1	70.6	68.3	×	×	○	○
2	70.7	68.9	×	×	○	○
3	70.9	69.1	×	×	○	○

※評価 ○・・・基準内 ×・・・基準を超過しています。

※7月は騒音計の検定取得のため、測定を中断しています。

## 用語の解説（騒音・振動編）

### 〔騒音用語〕

**自動車騒音**：自動車の走行に伴い発生する騒音で、主な発生源はエンジン音、排気音及びタイヤと路面の摩擦音です。特に大型トラック、バス等が問題となっています。

**点的評価**：道路に面する地域で測定された自動車騒音レベルについて、環境基準の達成状況を評価するものです。

**面的評価**：道路端における騒音レベルの測定値、道路構造、及び周辺の建物密度などから道路周辺の全体的な騒音レベルの推計を行い、実際に道路付近（道路端から50mまで）に立地する住居での騒音レベルについて、環境基準を満たす割合を算出し、達成状況を評価するものです。

**要請限度**：自動車による騒音がこの値を超えることにより、周辺の生活環境が著しく損なわれる場合、公安委員会へ要請できる基準です。

**環境基準**：人の健康を保護し生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準です。

**指定地域**：騒音規制を受ける地域で、戸田市内全域が該当します。

### 〔振動用語〕

**道路交通振動**：車両重量、交通量、走行速度及び路面状態により発生量の差があります。特に、路面状態の良否により5～10デシベルの差があります。

**環境基準**：人の健康を保護し生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準です。

**要請限度**：道路交通振動がこの値を超えることにより、周辺の生活環境が著しく損なわれる場合、公安委員会と道路管理者へ要請できる基準です。

**指定地域**：振動規制を受ける地域で、戸田市内全域が該当します。



# 第5章 悪臭

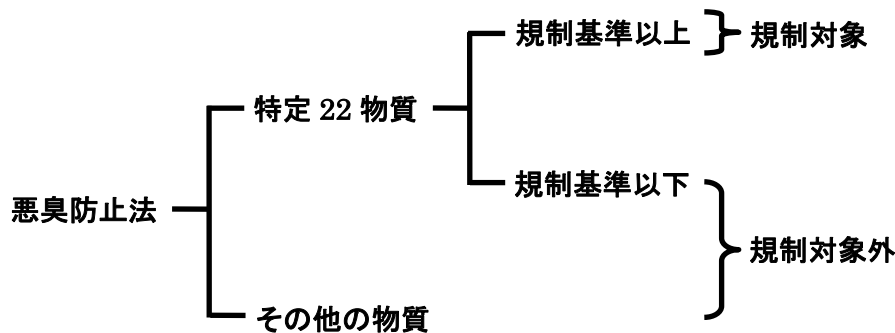
悪臭は、人によって感じ方が異なる感覚公害です。加えて、悪臭物質は数十万種もあり、かつ発生源も多種多様にわたっています。このため、臭気測定や脱臭技術は、同じ感覚公害といわれる騒音などと比較して格段の難しさがあります。

近年、住工混在地区における短時間の臭気でも苦情が発生するなど、悪臭に対する関心が高まっています。

工場・事業場から発生する悪臭については、悪臭防止法及び埼玉県生活環境保全条例によって規制を行っています。

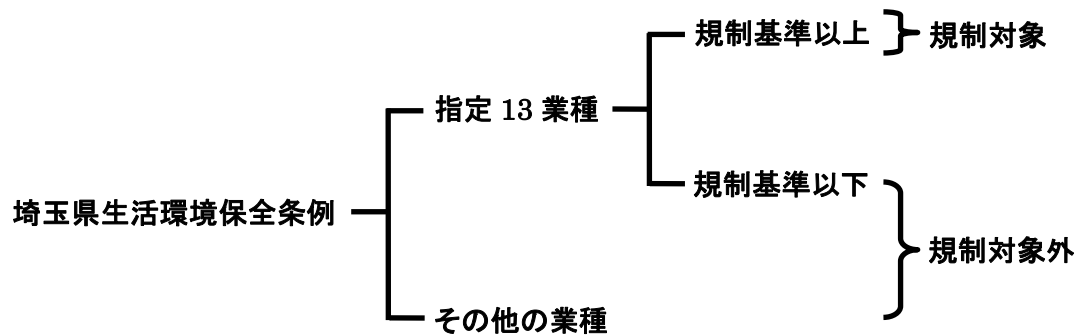
## 1. 悪臭防止法による規制

悪臭防止法では悪臭原因物質を 22 物質特定し、その濃度で規制しています。



## 2. 埼玉県生活環境保全条例による規制

埼玉県生活環境保全条例では、悪臭を発生する業種を指定し、排出される悪臭の臭気濃度で規制をしています。



## 3. 苦情処理状況

悪臭苦情の発生源は、塗装工場、印刷業、廃棄物の焼却、浄化槽からの排水が多くなっています。これらの対策として、塗装工場、印刷業の事業場は脱臭装置の設置が有効であり、市では設置と適正管理を指導しています。廃棄物の焼却については、違法行為の場合は即時その場で中止させています。浄化槽については、適正管理と法定検査の受検を指導しています。

近年では、臭気規制対象外の悪臭苦情や発生源が不明な悪臭苦情が相対的に増加しています。

悪臭に関する規制基準

特定悪臭物質（悪臭防止法）の規制基準

1. 敷地境界線における規制基準

(単位：ppm)

特定悪臭物質	A 区域	B 区域
アンモニア	1	2
メチルメルカプタン	0.002	0.004
硫化水素	0.02	0.06
硫化メチル	0.01	0.05
二硫化メチル	0.009	0.03
トリメチルアミン	0.005	0.02
アセトアルデヒド	0.05	0.1
プロピオンアルデヒド	0.05	0.1
ノルマルブチルアルデヒド	0.009	0.03
イソブチルアルデヒド	0.02	0.07
ノルマルバレルアルデヒド	0.009	0.02
イソバレルアルデヒド	0.003	0.006
イソブタノール	0.9	4
酢酸エチル	3	7
メチルイソブチルケトン	1	3
トルエン	10	30
スチレン	0.4	0.8
キシレン	1	2
プロピオン酸	0.03	0.07
ノルマル酪酸	0.001	0.002
ノルマル吉草酸	0.0009	0.002
イソ吉草酸	0.001	0.004

※1 区域の区分

区域の区分	該当地域
A 区域	第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域 第2種住居地域、準住居地域、用途地域の指定のない区域、近隣商業地域 商業地域、準工業地域
B 区域	工業地域

2. 煙突等の排出口における規制基準

13 物質について設定されており、敷地境界線の基準を用いて換算式により算出される。

規制物質	アンモニア、硫化水素、トリメチルアミン、プロピオンアルデヒド、ノルマルブチルアルデヒド、イソブチルアルデヒド、ノルマルバレルアルデヒド、イソバレルアルデヒド、イソブタノール、酢酸エチル、メチルイソブチルケトン、トルエン、キシレン
------	--

### 3. 排出水中の規制基準

物質名	排出水の流量 (m <sup>3</sup> /s)	排出水中の濃度 (mg/L)	
		A 区域	B 区域
メチルメルカプタン	0.001 以下	0.03	0.06
	0.001 を超え 0.1 以下	0.007	0.01
	0.1 を超過	0.002	0.003
硫化水素	0.001 以下	0.1	0.3
	0.001 を超え 0.1 以下	0.02	0.07
	0.1 を超過	0.005	0.02
硫化メチル	0.001 以下	0.3	2
	0.001 を超え 0.1 以下	0.07	0.3
	0.1 を超過	0.01	0.07
二硫化メチル	0.001 以下	0.6	2
	0.001 を超え 0.1 以下	0.1	0.4
	0.1 を超過	0.03	0.09

### 臭気濃度（埼玉県生活環境保全条例）の規制基準

規制対象業種		許容限度	
		区域の区分	敷地境界線 気体排出口
1	塗装工事業	第 1 種中高層住居専用地域 第 2 種中高層住居専用地域 第 1 種住居地域 第 2 種住居地域 準住居地域 用途地域の指定のない区域	臭気濃度 10 臭気濃度 300
2	食料品製造業		
3	合板製造業		
4	家具製造業		
5	パルプ・紙・紙加工品製造業		
6	印刷業		
7	化学工業	近隣商業地域	臭気濃度 20 臭気濃度 500
8	プラスチック製品製造業	商業地域	
9	ゴム製品製造業	準工業地域	
10	電線・ケーブル製造業	工業地域	臭気濃度 30 臭気濃度 1000
11	金属製品製造業		
12	一般機械器具製造業		
13	輸送用機械器具製造業		

※製造方法（工程）によって一部除外あり。